

別添 対象報酬・加算一覧表

※『**新たに算定する事業所**』に○がついている場合、H31年4月から報酬・加算を算定する予定の事業所は必ず届出してください。

※『**既に算定している事業所**』に○がついている場合、**すでに当該加算等を算定している事業所で、区分を変更しない場合であってもH31年4月以降引き続き、当該加算を算定する場合には届出が必要です**ので必ず届出してください。
(引き続き算定しない場合又は区分が変更となる場合も期限までに加算の変更又は廃止届を提出してください。)

※△がついている場合は、該当する場合のみ提出してください。

※『**既に算定している事業所**』に○がついている加算等で、今回届出されなかった場合はH31年4月以降算定できません。

障害福祉サービス事業関係

○基本報酬の算定に係る届 (※別添『報酬区分の見直しに係る留意事項』を参照してください。)

届出内容	対象サービス	平成31年4月1日現在において		
		指定から6ヶ月未満の事業所	指定から6ヶ月以上1年未満の事業所	指定から1年以上経過する事業所
基本報酬算定区分	就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援	届出不要	△ (※1)	○

(※1) 区分を変更する場合のみ提出してください。区分変更に関する詳細は別添『報酬区分の見直しに係る留意事項』を参照してください。

■加算の算定に係る届

	加算名	対象サービス (共生型サービスを含む)	新たに算定する事業所	既に算定している事業所
居宅系	特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅳ）	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	○	届出不要
日中活動系	人員配置体制加算（Ⅰ）～（Ⅲ）	生活介護、療養介護	○	届出不要
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援	○	届出不要
	就労移行支援体制加算	生活介護、自立訓練（宿泊型を除く）、就労継続支援	○	届出不要
	社会生活支援特別加算	自立訓練（宿泊型を除く）、就労移行支援、就労継続支援	○	届出不要
	重度障害者支援加算	生活介護	○	届出不要
	就労移行準備支援加算（Ⅰ）	就労移行支援	○	届出不要
	重度者支援体制加算	就労継続支援	○	届出不要
	人員配置区分Ⅰ型（7.5:1） ※区分がⅠ型⇒Ⅱ型に変更の場合も届出要	就労継続支援	○	△ (※2)
	賃金向上達成指導員配置加算	就労継続支援A型	○	届出不要
	目標工賃達成指導員配置加算	就労継続支援B型	○	届出不要
	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算	施設入所支援、共同生活援助	○	届出不要
	重度障害者支援加算（Ⅰ）	施設入所支援	○	届出不要
	重度障害者支援加算（Ⅱ）	施設入所支援	○	△ (※3)

居住系	夜勤職員配置体制加算	施設入所支援	○	届出不要
	世話人配置Ⅰ型(4:1)・Ⅱ型(5:1) ※区分がⅠ型orⅡ型⇒Ⅲ型(6:1)に変更の場合も届出要	共同生活援助 (日中サービス支援型を除く)	○	△ (※2)
	世話人配置Ⅰ型(3:1)・Ⅱ型(4:1) ※区分がⅠ型orⅡ型⇒Ⅲ型(5:1)に変更の場合も届出要	共同生活援助 (日中サービス支援型に限る)	○	△ (※2)
	夜間支援等体制加算	共同生活援助	○	○
	重度障害者支援加算	共同生活援助	○	△ (※3)
	通勤者生活支援加算	共同生活援助	○	届出不要
	看護職員配置加算	共同生活援助	○	届出不要
	夜勤職員加配加算	共同生活援助 (日中サービス支援型に限る)	○	届出不要
相談系	地域移行支援サービス費(Ⅰ)	地域移行支援	○	届出不要
その他	就労定着支援実績体制加算	就労定着支援	○	届出不要

(※2) 区分を変更する場合のみ提出してください。変更がない場合は提出不要です。

(※3) H30年度に研修を受講予定として加算を届出しており、平成31年4月以降も当該算定する場合、提出が必要です。
(H31年度以降は研修受講予定としての算定が不可であるため、届出内容の変更が必要です。)

障害児通所支援関係

○基本報酬の算定に係る届 (※別添『報酬区分の見直しに係る留意事項』を参照してください。)

届出内容	対象サービス	平成31年4月1日現在において		
		指定から3ヶ月未満の事業所	指定から3ヶ月以上1年未満の事業所	指定から1年以上経過する事業所
基本報酬算定区分	児童発達支援、放課後等デイサービス	届出不要	△ (※4)	○

(※4) 区分を変更する場合のみ提出してください。区分変更に関する詳細は別添『報酬区分の見直しに係る留意事項』を参照してください。

○加算の算定に係る届

加算名	対象サービス	新たに算定する事業所	既に算定している事業所
児童指導員等加配加算(Ⅱ)	児童発達支援、放課後等デイサービス	○ (※5)	△ (※6)
看護職員加配加算(Ⅰ)～(Ⅲ)	児童発達支援、放課後等デイサービス	○	○

(※5) 基本報酬算定区分の変更に伴い、新たに算定する場合のみ、4月15日までの届出で4月1日から遡って算定可能です。
(上記以外の場合は、5月1日からの適用となります。)

(※6) 基本報酬算定区分が変更となり、加配加算が算定できなくなる場合は廃止の届出が必要です。
(児童発達支援の場合は未就学児支援区分Ⅱ、放課後等デイサービスの場合は障害児支援区分2に該当する場合、加配加算Ⅱは算定できません。)